津市設計変更ガイドライン

令和　７年７月

津　　市

目　次

Ⅰ　設計変更ガイドライン …… 1

はじめに …… 1

１ 設計変更ガイドライン策定の背景 …… 2

１－１土木請負工事の特徴 …… 2
１－２適切な設計変更の必要性 …… 2
１－３ガイドライン策定の目的 …… 2

２ 設計変更が適切に実施されるためには …… 2

２－１ 契約図書への位置づけ …… 2
２－２ 発注者・受注者の留意事項 …… 3
（１）発注者の留意事項
（２）受注者の留意事項

３ 設計変更 …… 5

３－１ 設計変更の基本事項 …… 5
（１）用語の定義
（２）主な設計変更の手続きフロー
（３）主な設計変更とその根拠条文
（４）設計変更の対象とならない場合
（５）設計変更の対象となる場合
３－２ 設計変更の対象となる場合の具体的な事例と手続き …… 8
３－２－１ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）（契約書第18条第１項第１号） …… 9
３－２－２ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第１項第２号） …… 9
３－２－３ 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第１項第３号） …… 10
３－２－４ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第１項第４号） …… 10
３－２－５ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第１項第５号） …… 11
３－２－６ 発注者が必要と認め、変更する場合（契約書第19条） …… 12
３－２－７ 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（契約書第18条第１項第１号～５号及び共通仕様書第１編第１章1-1-3） … 13

３－２－８ 受注者からの請求による工期の延長（契約書第22条） ・・・・・・・・・・・・・・・ 16
３－２－９ 発注者の請求による工期の短縮等（契約書第23条） ・・・・・・・・・・・・・・・ 17

３－３ 設計変更に関わる資料の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅰ　設計変更ガイドライン

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならなくなる場合がある。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正品確法」という。）においては、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うことが発注者の責務として明示されたところである。

また、改正品確法に基づき策定された運用指針に変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用するとされた。

このため津市では、津市工事請負契約約款（以下「契約書」という。）により契約した工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となる設計変更ガイドラインを平成３０年度に策定し平成３１年４月１日より運用している。（建築、機械、電気工事においても本設計変更ガイドラインを準用するものとする。）

なお、本ガイドラインについては、今後においても必要事項については訂正、追加していくものである。

１　設計変更ガイドライン策定の背景

１－１　土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その**前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

１－２　適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に、「**請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の 30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の 30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

１－３　ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解**しておく必要がある。

２　設計変更が適切に実施されるためには

２－１　契約図書への位置づけ

●ガイドラインの運用の徹底を図るため、特記仕様書（施工条件明示一覧表）に記載
●ガイドラインの対象は、建設工事請負契約書により契約した工事

＜特記仕様書（施工条件明示一覧表）記載例＞
■設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成３１年３月）（令和６年９月一部改正）を参考とする。
（津市ＨＰ「仕事・産業ー入札・契約ー工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

２－２　発注者・受注者の留意事項

（１）発注者の留意事項

工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

● 工事の施工に係る制約事項については、**設計図書に必要な施工条件等を明示**する。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

● 受注者から設計図書についての確認を請求されたとき又は自らが契約書第18条第1項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、**調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知**しなければならない。
（契約書第18条第２項及び３項）

● 設計変更を行う必要が生じた場合など、**必要な指示、協議等を書面で行う**こと。
（契約書第1条第5項、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。） 第１編第１章第１節 1-1-1-2）

● 工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要が生じた場合は、**速やかに工事中止を指示**すること。
（契約書第20条）

● 設計変更後の工期や請負代金額は**受注者と協議**して定める。
（契約書第 24 条、25 条）

（２）受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

● 工事の施工前および施工途中において**設計図書の照査を行い**、設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で**疑問が生じた場合は、直ちに監督員に書面により通知**して、確認を求めなければならない。
（契約書第 18 条第 1 項、第 1 条第 5 項、共通仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-3）

● 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、**発注者と協議**を行い、発注者の**書面による通知、指示に従い施工する**。（独自の判断で施工しない）
但し、契約書第 27 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない。
（契約書第 18～25 条等、共通仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-17～1-1-1-18 等）

３　設計変更

３－１　設計変更の基本事項

（１）用語の定義

● 設計変更
当初の契約における設計図書を、発注者が、指示等をした内容及び設計図書の変更の対象となることを認めた内容に基づき、発注者が変更することをいう。
（契約書第 18 条、19 条等）

● 変更契約
設計変更等に伴う工期の変更又は請負代金額の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいう。
（契約書第 24 条、25 条等）

（２）主な設計変更の手続きフロー

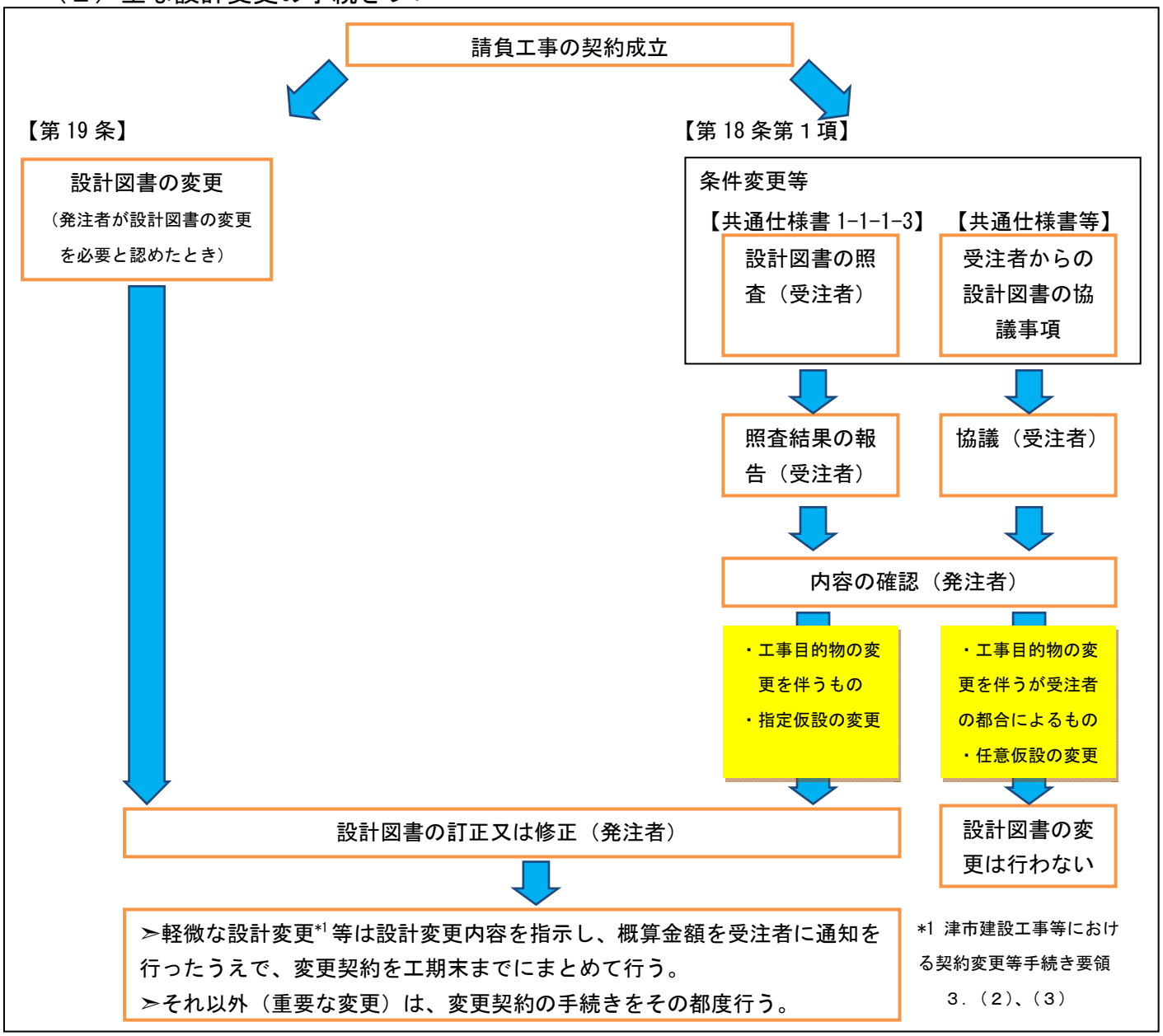

（３）主な設計変更とその根拠条文

津市の契約書では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表１ 主な設計変更とその根拠条文

主な設計変更	根 拠	具体的な事例と手続き
１ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）	契約書第18条第1項第1号	３－２－１
２ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	契約書第18条第1項第2号	３－２－２
３ 設計図書の表示が明確でない場合	契約書第18条第1項第3号	３－２－３
４ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	契約書第18条第1項第4号	３－２－４
５ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合	契約書第18条第1項第5号	３－２－５
６ 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合	契約書第19条	３－２－６
７ 工事用地等の確保ができない等のため又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときで、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合	契約書第20条第1項	３－２－７
８ 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合	契約書第18条 共通仕様書 第1編第1章 第1節1-1-1-3	３－２－８

※ 上記以外にも契約書では、「特許権の使用（契約書第８条）」、「支給材料及び貸与品（契約書第15条）」、「設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第17条）」、「受注者の請求による工期延期（契約書第22条）」、「発注者の請求による工期短縮等（契約書第23条）」などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

（４）設計変更の対象とならない場合

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更の対象とならない。
（ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない）

ア. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合。
イ. 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答のない時点で施工を実施**した場合。
ウ. **「承諾」で施工**した場合。
エ. 契約書・共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合。**
（契約書第 18 条～25 条等、共通仕様書 第１編第１章第１節 1-1-1-17～1-1-1-18 等）
オ. **正式な（指示・協議等）書面によらない事項**（口頭のみの指示・協議等）の場合。

（５）設計変更の対象となる場合

【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

ア. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合**。（ただし、所定の手続きが必要。）
イ. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**。
ウ. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの。
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
エ. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
オ. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

ア. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
イ. 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書、共通仕様書にもとづき書面で行う。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
ウ. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
エ. 津市建設工事等における契約変更手続き要領３．（２）、（３）に規定する「軽微な設計変更」等の設計変更を行う場合は、津市建設工事執行に関する要綱「第６号様式　工事打合簿」に概算金額等を記載し、受注者へ通知を行う。
なお、記載する概算金額は、「参考値」であり、請負代金増加（減少）額を拘束するものではない。
※第６号様式に記載する概算金額とは、当該通知書の設計変更による概算増加（減少）額。

３－２　設計変更の対象となる場合の具体的な事例と手続き

工事を実施して行く中で、３－１（３）の表１に示した理由等により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。

このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。

以下に、主な設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

図１　設計図書が互いに一致しない場合の手続き（３－２－１～３－２－５共通）

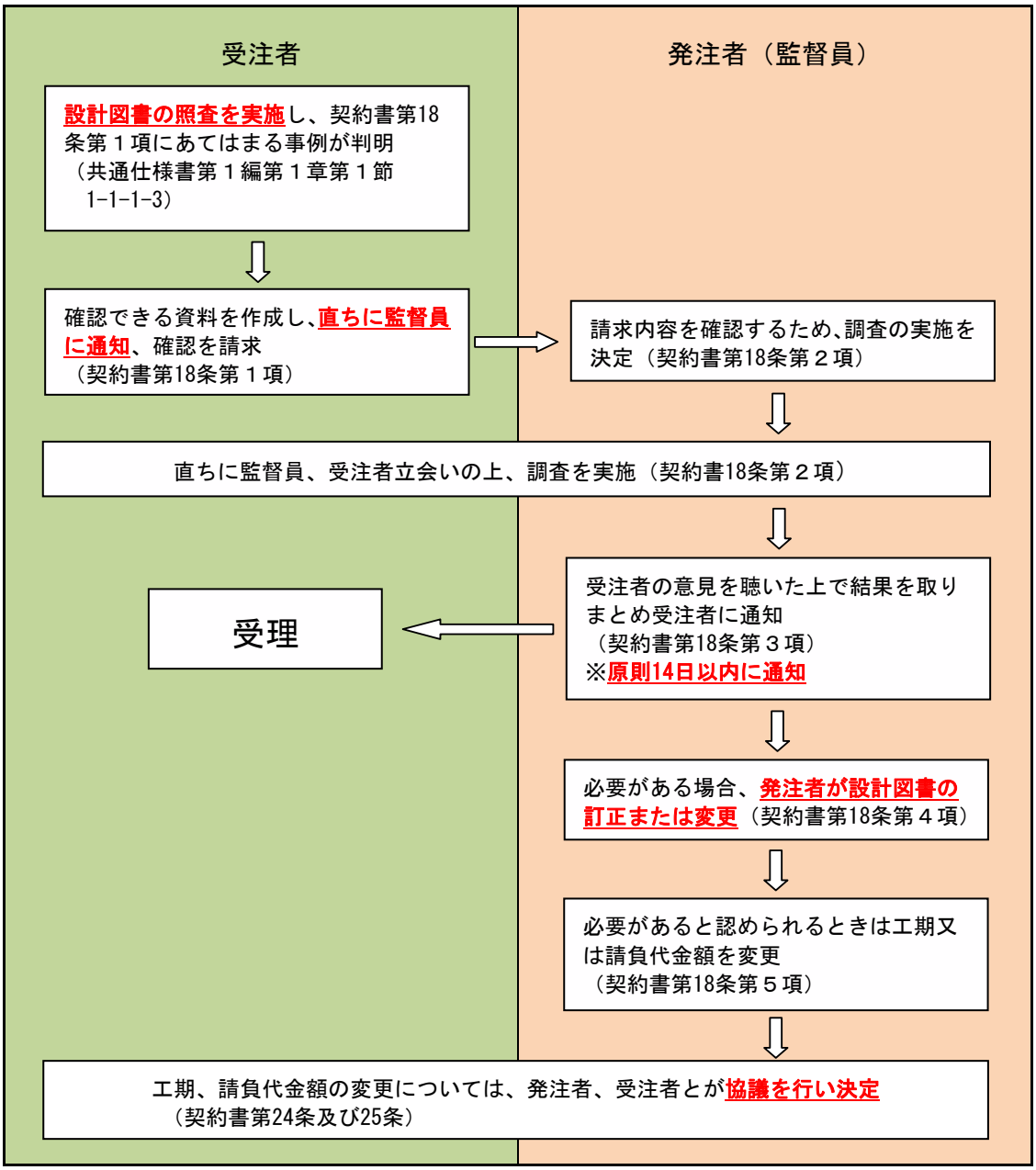

３－２－１　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）（契約書第18条第１項第１号）

➢図面、仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規定がなく、図面と仕様書が一致していない場合には、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適当であるため、図面、仕様書、特記仕様書等が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきである。

【具体的な事例】

ア．図面と仕様書又は工事数量総括表でＨ鋼の規格が一致しない
イ．図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない
ウ．図面と仕様書又は工事数量総括表の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない

【設計変更を行うまでの手続き】

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者（監督員）と受注者が行う手続きを、図１に示す。

３－２－２　設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第１項第２号）

➢受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

【具体的な事例】

ア．同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なっている
イ．条件明示をする必要があるにも係わらず、土質に関する条件明示がない
ウ．条件明示をする必要があるにも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない
エ．条件明示をする必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない

【設計変更を行うまでの手続き】

３－２－１と同様。

３－２－３　設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第１項第３号）

➢設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適当である。

【具体的な事例】

ア．土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確
イ．水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない（運転条件などの指定を行う場合）
ウ．使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない

【設計変更を行うまでの手続き】

３－２－１と同様。

３－２－４　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第１項第４号）

➢**設計図書に明示された施工条件**が実際の工事現場の状況と異なる場合についてのことである。

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

【具体的な事例】

ア．設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない
イ．設計図書に明示された地盤又は岩盤高と工事現場の地盤又は岩盤高が一致しない
ウ．設計図書に明示された施工上の制約となる河川水位が工事現場と大きく異なる
エ．設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない
オ．設計図書に明示された既設構造物の形状と工事現場の形状が一致しない
カ．設計図書に明示された三重県認定リサイクル製品が入手できない
キ．設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が現地の規制と一致しない
ク．設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた
ケ．設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない

【設計変更を行うまでの手続き】

３－２－１と同様。

３－２－５　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第１項第５号）

➢当初は、予期することができなかったために**設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合**についてのことである。

自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるや転石があるなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられる。

なお、すでに存在しており予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第２号の適用となる。

【具体的な事例】

ア．工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった
イ．予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった
ウ．予見できなかった振動が発生し、振動対策が必要となった
エ．埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった

【設計変更を行うまでの手続き】

３－２－１と同様。

３－２－６　発注者が必要と認め、変更する場合（契約書第19条）

➢発注者は、その都合によって設計変更を行う場合についてのことである。

【具体的な事例】

ア．地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する

イ．警察、河川・鉄道等施設の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工種の追加をする

ウ．関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する

【設計変更を行うまでの手続き】

図２　発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（３－２－６）

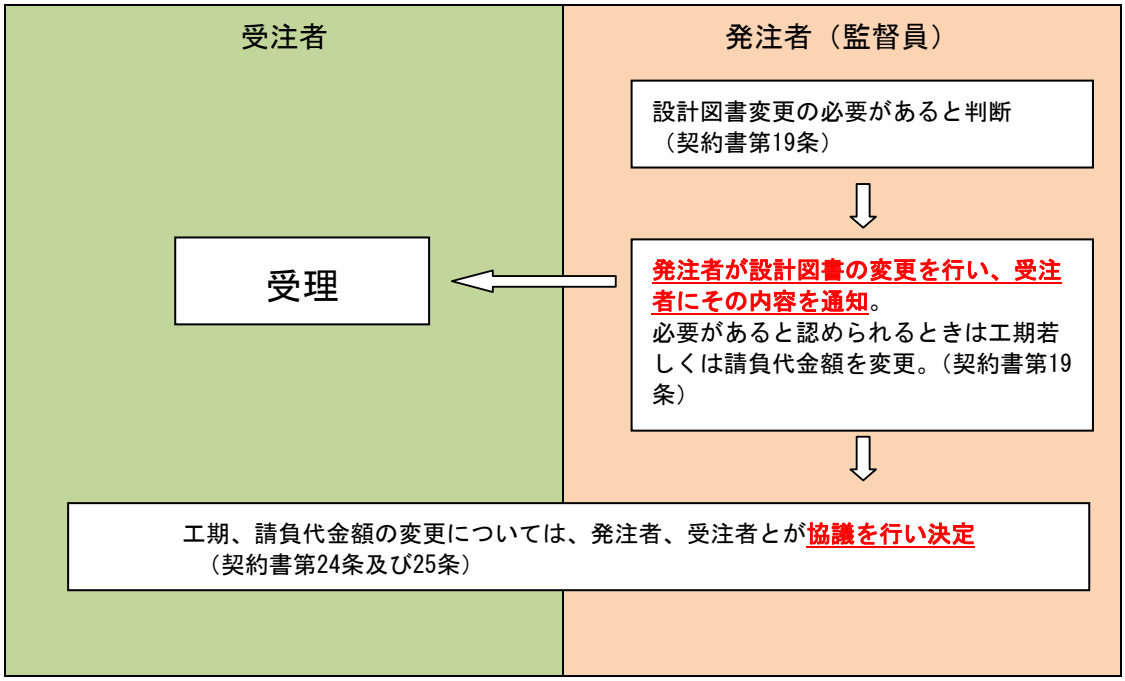

３－２－７　発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合

（契約書第18条第１項第１号～５号及び共通仕様書第１編第１章第１節1-1-1-3）

◆契約書及び共通仕様書において設計照査の実施は受注者の責務

（１）契約書第 18 条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

（２）共通仕様書第１編共通編第１章総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る**設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**

なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。**また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◆設計図書の照査の範囲

●共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

①現場地形図・・・・・・・・実測横断図
　設計図との対比図・・・・当初設計図への現地盤線等の作図
　取合い図・・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記
　施工図・・・・・・・・・・実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする

注１）更なる追加資料とは上記(2)最終行「更に詳細な説明又は書面の追加」を指す

注２）現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して**新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。**受注者の資料に対して**更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務**において実施するものとする。

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

【具体的な事例】

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる作業の事例

ア．現地測量の結果、**横断図を新たに作成**する必要があるもの。又は**縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成**が必要となるもの。

イ．施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

ウ．現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

エ．現地測量の結果、**新たな構造物の図面作成**をする必要があるもの。

オ．構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、**構造計算の再計算**が必要となるもの。

カ．構造物の載荷高さが変更となり、**構造計算の再計算**が必要となるもの。

キ．現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。**（標準設計での修正が必要となるものを含む。）**

ク．構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。

ケ．基礎杭が試験杭等により変更となる場合の**構造計算及び図面作成**。

コ．土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。

サ．**構造物の応力計算を伴う照査**。

シ．「設計要領」「各種示方書」等との**対比設計**。

ス．**設計根拠まで遡る設計図書の見直し、必要とする工費の算出**。

セ．**舗装修繕工事の縦横断設計**。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、共通仕様書第３編第２章第６節 3-2-6-15 路面切削工、3-2-6-17 オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる）

ソ．**当初の設計図書が標準断面図のみの場合の縦横断設計。**

※**適正な設計図書に基づく出来形数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなります**。

【設計変更を行うまでの手続き】

図４　設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き（３－２－８）

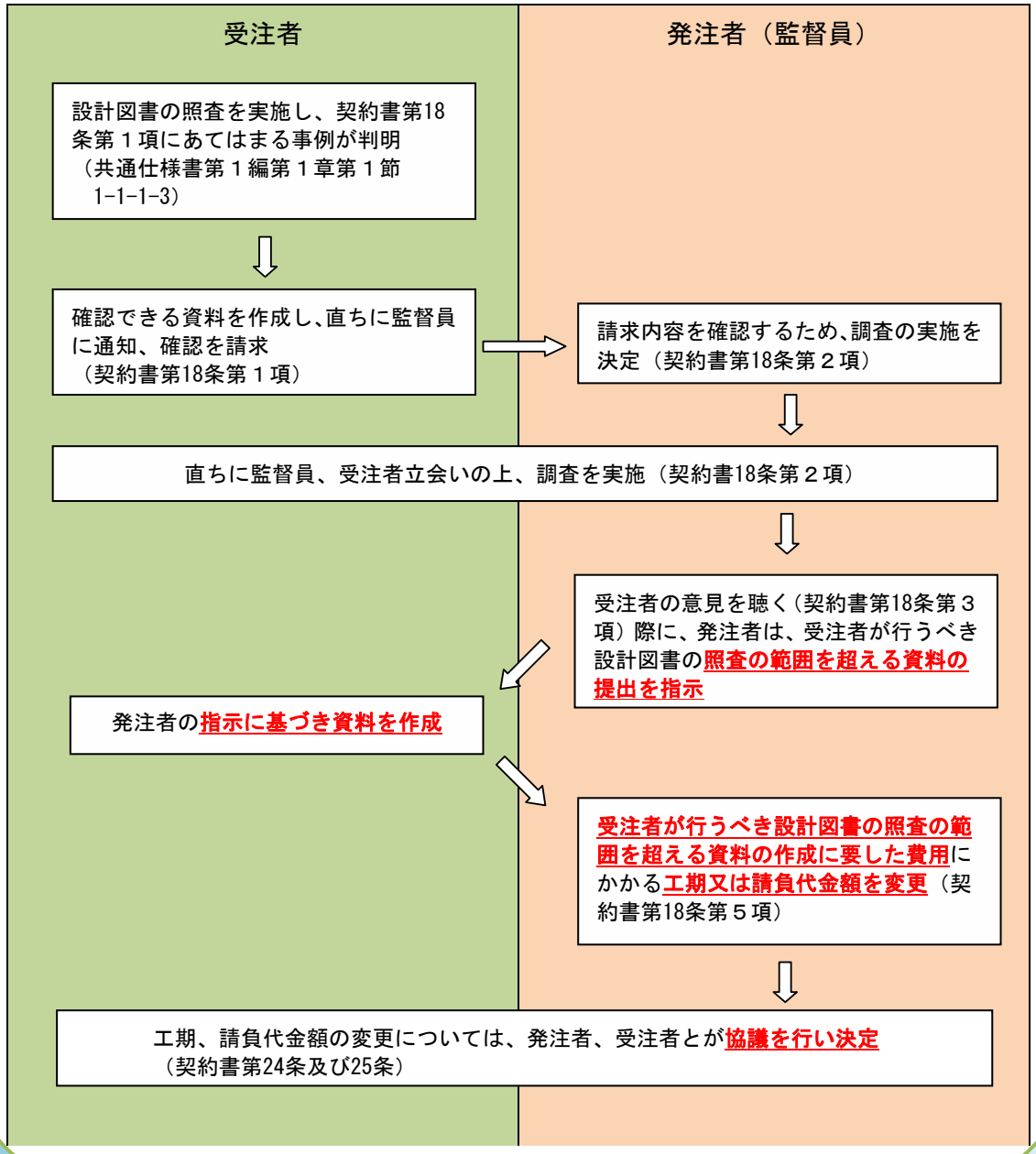

３－２－８　受注者からの請求による工期の延長（契約書第22条）

➢受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者へその理由を明示した書面により工期の延長変更を請求することができる。

【具体的な事例】

ア．天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
イ．設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
ウ．その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

【設計変更を行うまでの手続き】

図５　受注者からの請求による工期の延長の場合の手続き（３－２－９）

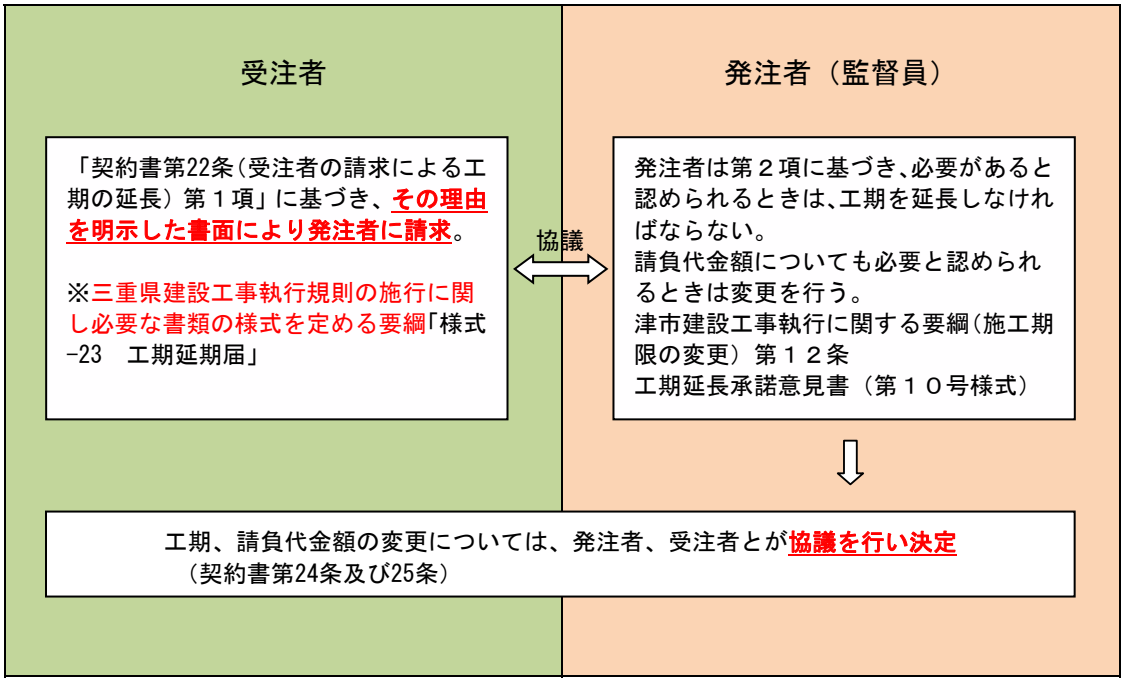

３－２－９　発注者の請求による工期の短縮等（契約書第23条）

➢発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

【具体的な事例】

ア．工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
イ．関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
ウ．その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

【設計変更を行うまでの手続き】

図６　発注者の請求による工期の短縮の場合の手続き（３－２－10）

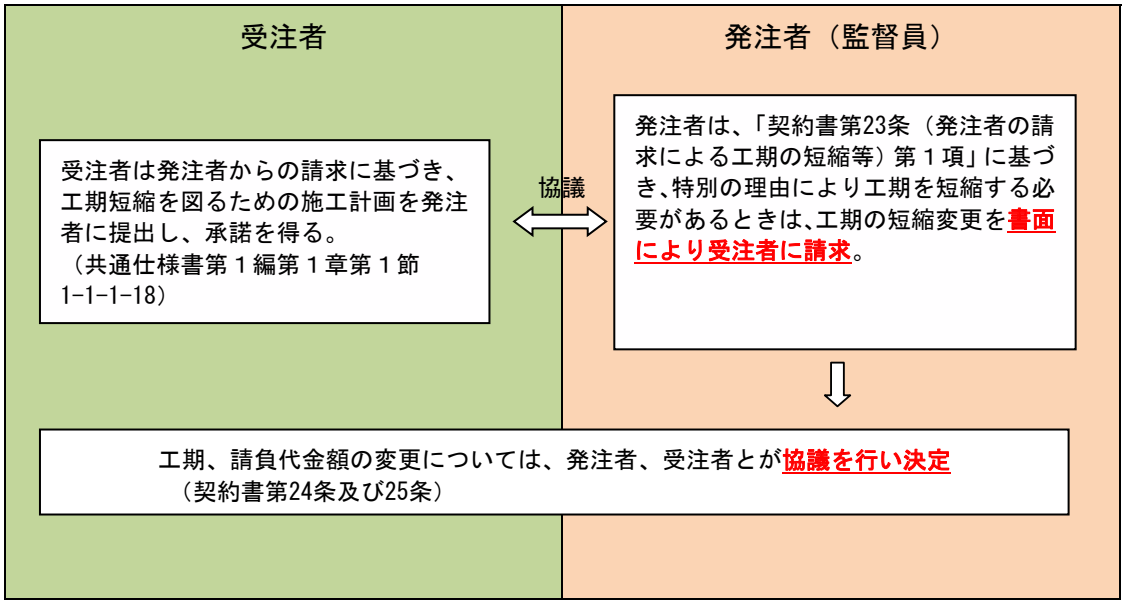

３－３　設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

（１）設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第18条第１項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については設計変更の対象としない。

≪契約書第18条第１項≫

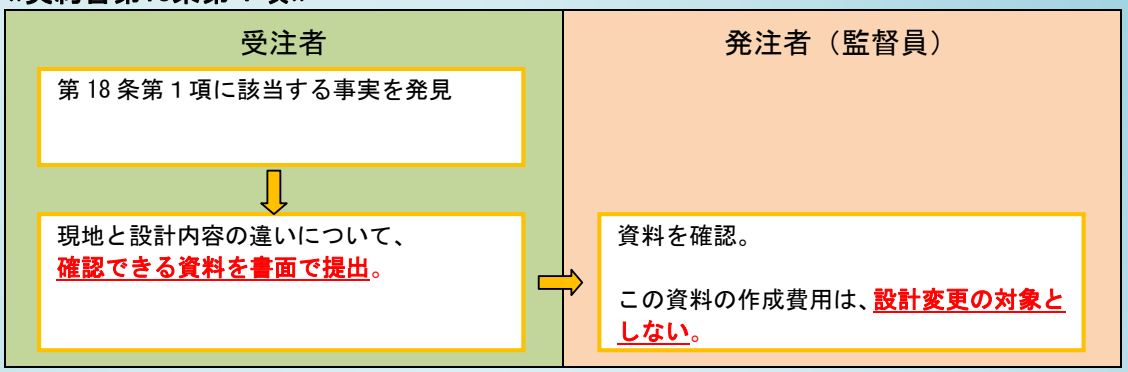

（２）設計変更に必要な資料作成

契約書第 18 条第１項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 18 条第４項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

ア．設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
イ．設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
ウ．発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
エ．書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、設計変更の対象とする。

≪契約書第 18 条第４項≫

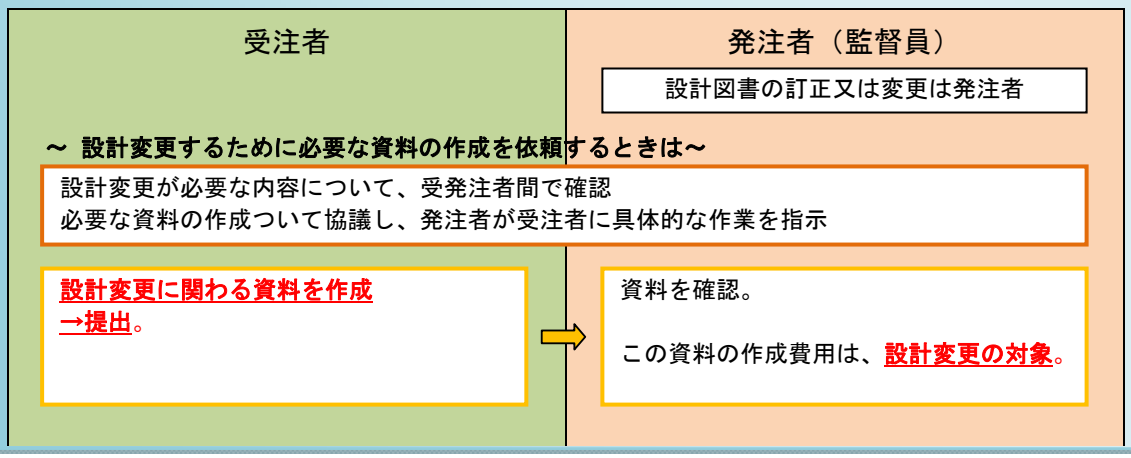

４　関連事項

４－１　指定と任意の正しい運用

指定と任意については、契約書第１条第３項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

●任意の仮設・施工方法等については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う**。

●任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象とならない**。

※ただし、指定・任意ともに**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる**。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。

⇒

任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。**（変更の対象としない）**

↓

発注者（監督員）は任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応**が必要。

※任意における下記のような対応は不適切
・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
・標準歩掛ではﾊﾞｯｸﾎｳで施工となっているので、「ｸﾗﾑｼｪﾙでの施工は不可」との対応。
・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

↓

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

表２　指定・任意の考え方

	指　定	任　意
設計図書	仮設、施工方法等について具体的に指定するもの （契約条件として位置付け）	仮設、施工方法等について指定しないもの （契約条件ではないが、参考図として明示し、積算に使用した標準的工法等を示すこともある）
仮設、施工方法等の変更	発注者の指示等が必要	受注者の任意　（施工計画書等の修正、提出は必要）
仮設、施工方法等に変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

【指定仮設とすべき事例】

ア．河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
イ．仮設構造物を一般交通に供する場合
ウ．関係官公署との協議により制約条件のある場合
エ．特許工法又は特殊工法を採用する場合
オ．その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
カ．他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

４－２　入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。

【入札前】

・調達契約課発注の工事等の入札案件に係る設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）に関する質問については、公平性、透明性をより高めるため、個別公告において示す参加資格要件を有する者（発注案件ごと）からに限り、文書（質問書）のみで受け付けることとし、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された設計図書等に関する質問については、受け付けない。

（津市ＨＰ「設計図書等に関する質問について」を参照）

【契約後】

・受注者は、**施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない**。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。
また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。

（共通仕様書１－１－１－３　設計図書の照査等）

５ 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示する。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応する。

なお、特記仕様書（施工条件明示一覧表）による「明示項目及び明示事項」については、表３を参考に記載漏れが無いようにする。

表３　明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
工程関係	１．他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 ２．施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 ３．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 ４．関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 ５．余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 ６．工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 ７．その他上記に類する内容
用地関係	１．工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 ２．工事用地等の使用終了後における復旧内容 ３．工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 ４．施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 ５．その他上記に類する内容
公害対策関係	１．工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 ２．水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、時期 ３．濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） ４．工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 ５．その他上記に類する内容

安全対策関係	１．交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 ２．鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 ３．落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 ４．交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 ５．有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 ６．その他上記に類する内容
工事用道路関係	１．一般道路を搬入路として使用する場合 （１）工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 （２）搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 ２．仮設道路を設置する場合 （１）仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 （２）仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） （３）仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容 ３．その他上記に類する内容
仮設備関係	１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 ２．仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ３．仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 ４．その他上記に類する内容
残土・産業廃棄物関係	１．建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離等の処分及び保管条件 ２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 ３．建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件 ４．その他上記に類する内容
工事支障物件関係	１．地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 ２．地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等 ３．その他上記に類する内容
薬液注入関係	１．薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 ２．周辺環境への調査が必要な場合は、その内容 ３．その他上記に類する内容

再生材使用関係	１．再生材使用の指定がある場合は、再生材の種類、再生材が使用できない場合の措置等 ２．三重県リサイクル認定製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について指定がある場合は、その品名、規格等 ３．その他上記に類する内容
その他	１．工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 ２．工事現場発生品がある場合は、その品目、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 ３．支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し期間等 ４．工事用電力等を指定する場合は、その内容 ５．新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 ６．部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 ７．給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等 ８．イメージアップ経費適用工事の場合は、その内容 ９．その他上記に類する内容
適用条件　他	１．当該工事に適用する特記仕様書、ガイドライン、基準等がある場合は、その内容 ２．監督の区分（一般監督または重点監督）、重点監督の場合は、対象工種 ３．入札・契約方式を指定する場合は、その種類、内容等 ４．電子納品を指定する場合は、その内容 ５．産業廃棄物税について指定する場合は、その内容 ６．暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について指定する場合は、その内容 ７．工事実態調査を行う場合は、その内容 ８．社会保険未加入対策を行う場合は、その内容 ９．その他上記に類する内容

参考資料

１．津市工事請負契約約款の条項　（抜粋）

- 第１条（総 則）
- 第８条（特許権等の使用）
- 第15条（支給材料及び貸与品）
- 第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）
- 第18条（条件変更等）
- 第19条（設計図書の変更）
- 第20条（工事の中止）
- 第22条（受注者の請求による工期の延長）
- 第23条（発注者の請求による工期の短縮等）
- 第24条（工期の変更方法）
- 第25条（請負代金額の変更方法）
- 第27条（臨機の措置）
- 第52条（受注者の催告によらない解除権）

２．津市建設工事執行に関する要綱　令和６年４月１日（抜粋）

- 第12条（施工期限の変更）[第10号様式]工期延長承認意見書

３．三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱

（令和６年７月１日）（抜粋）

- [第15号様式]工期延長願

４．津市建設工事等における契約変更手続き要領　（令和６年４月１日）（抜粋）

- ２　設計変更の適用基準及び範囲
- ３　設計変更の手続き

５．三重県公共工事共通仕様書（抜粋）※一部改正も含め最新版を参照すること

- 用語の定義
- 設計図書の照査等
- 工事の一時中止
- 設計図書の変更
- 工期変更

１．津市工事請負契約約款の条項　（抜粋）

第１条（総 則）

発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２ 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３ 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５ この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。

６ この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７ この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８ この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９ この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第８条（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 15 条（支給材料及び貸与品）

発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第 17 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等その他発注者の責めに帰すべき事由によるもので必要があると認められるときは、発注者は、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２ 監督員は、受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３ 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４ 前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第 18 条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

⑴ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

⑵ 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

⑶ 設計図書の表示が明確でないこと。

⑷ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

⑸ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２ 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３ 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４ 前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

⑴ 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

⑵ 第１項第４号又は第５号に該当し、設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

⑶ 第１項第４号又は第５号に該当し、設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５ 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 19 条（設計図書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 20 条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２ 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３ 発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 22 条（受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において発注者は、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２ 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 24 条（工期の変更方法等）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２ 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２１条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 25 条（請負代金額の変更方法）

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２ 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３ この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 27 条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２ 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３ 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４ 受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第 52 条（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

⑵　第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

２．津市建設工事執行に関する要綱　令和６年４月１日（抜粋）

第１２条（施工期限の変更）

　監督員は、受注者から工期の延長を求められたときは、速やかにその理由を調査し、工期延長承認意見書（第10号様式）を作成しなければならない。

２ 市長は、前項の理由が請負人の責めに帰すべきものであると認めるときは、速やかに工事遅延損害金計算書及び通知書（第11号様式）により請負人に通知しなければならない。

第１０号様式（第１２条関係）

工　期　延　長　承　認　意　見　書

監督員　（氏　　名）

別添、工期延長願いの提出を受けて調査しました結果、次のとおり工期延長を承認したいと思います。

工　事　名		
工　事　場　所		地内
受注者	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
契　約　金　額		金　　円 （うち消費税額及び地方消費税額　　円）
契　約　年　月　日		年　月　日
工　期		年　月　日から　年　月　日まで
延　長　工　期		年　月　日まで
工期延長を要する理由		
上記理由に係る調査結果及び監督員の意見等		

※　必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第１１号様式（第１２条関係）

工　事　遅　延　損　害　金　計　算　書　及　び　通　知　書

（記　号　番　号）
年　月　日

（受　注　者）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　月　日付けで申出の次の工事の工期延長に伴う工事遅延損害金について、受注者に対し通知します。

工　事　名		
工　事　場　所		地内
受注者	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
契　約　金　額		金　　円 （うち消費税額及び地方消費税額　　円）
契　約　年　月　日		年　月　日
工　期		
延　長　工　期		
延　長　日　数		
遅　延　損　害　金		未履行部分相当額　　円×年率×　　／365＝　　円 （うち消費税額及び地方消費税額　　円）
工期延長を要する理由		

（注）１　未履行部分相当額とは、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額をいう。

２　年率とは、工事遅延損害金を計算するため、津市建設工事執行規則第46条第１項で規定した率をいう。

３　工事遅延損害金は、別途納付書により徴収します。

※　必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

３．三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（令和６年７月１日）（抜粋）

様式－２３

年　　月　　日

津　市　長　　あて

受注者　住所又は所在地
　　氏名又は商号及び
　　代表者氏名

工　期　延　期　届

工事請負契約書第22条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工　　事　　名	
契　約　月　日	
工　　期	自 至
延　長　工　期	自 至
理　　由	

(注)

1 必要により下記書類を添付すること。
　a 工程表（契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対象させ、詳細に記入）
　b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄気象台等の証明等をうけること。
　c 写真、図面等
2 理由は詳細に記入すること。

４．津市建設工事等における契約変更手続き要領
（令和６年４月１日）（抜粋）

２　設計変更の適用基準及び範囲

（２）　設計変更の範囲

設計変更により処理できる範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。

① 増額される金額が当初契約金額の３０%未満かつ３，０００万円未満の場合。なお、当初契約金額の３０%が１００万円に満たない場合は１００万円まで増額できる。

② 上記を超える場合であっても､現に契約中の工事と分離して施工することが困難な場合で市長が認めた場合。

③ 用地測量、地質・土質調査及び工損調査については、やむを得ない場合には上記①は適用しない。

④ 減額する場合。

⑤ ①～④以外は原則として別途契約とする。

３　設計変更の手続き

（３）設計変更に伴う契約について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、請負契約の双務性等から、その必要性が生じた都度、遅滞なく行うべきものである。しかし、その都度契約変更を行ったのでは契約事務が極めて繁雑になるおそれが大きいだけでなく、工事の円滑な執行ができないことから、原則的には変更が生じた都度、工事打合簿による変更指示により対応するものとし、契約変更については、軽微な変更及び設計審査担当と合議を行ったものは、一括して工期末までにまとめて行うことができるものとする。

ただし、下記に例示する変更については「重要な変更」とし、設計審査担当の合議後、原則として速やかに契約変更を行うこととする。

【重要な変更の例示一覧】

① 主たる工法及び工種の変更
② 仮設の方法の変更
③ １つの変更案件について、当初契約金額の１０%以上の変更

６．三重県公共工事共通仕様書　（抜粋）※一部改正も含め最新版を参照すること

第１編　共通編　第１章　総則

- 用語の定義
- 設計図書の照査等
- 工事の一時中止
- 設計図書の変更
- 工期変更
- 数量の算出

Ⅱ　設計変更事例

◆事例の分類

１．工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
２．工事目的物の追加
３．施工数量の増減
４．施工方法等の変更
５．工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更、工期短縮に伴う変更

※引用文献：「公共土木工事設計変更事例集」山海堂

１－１　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

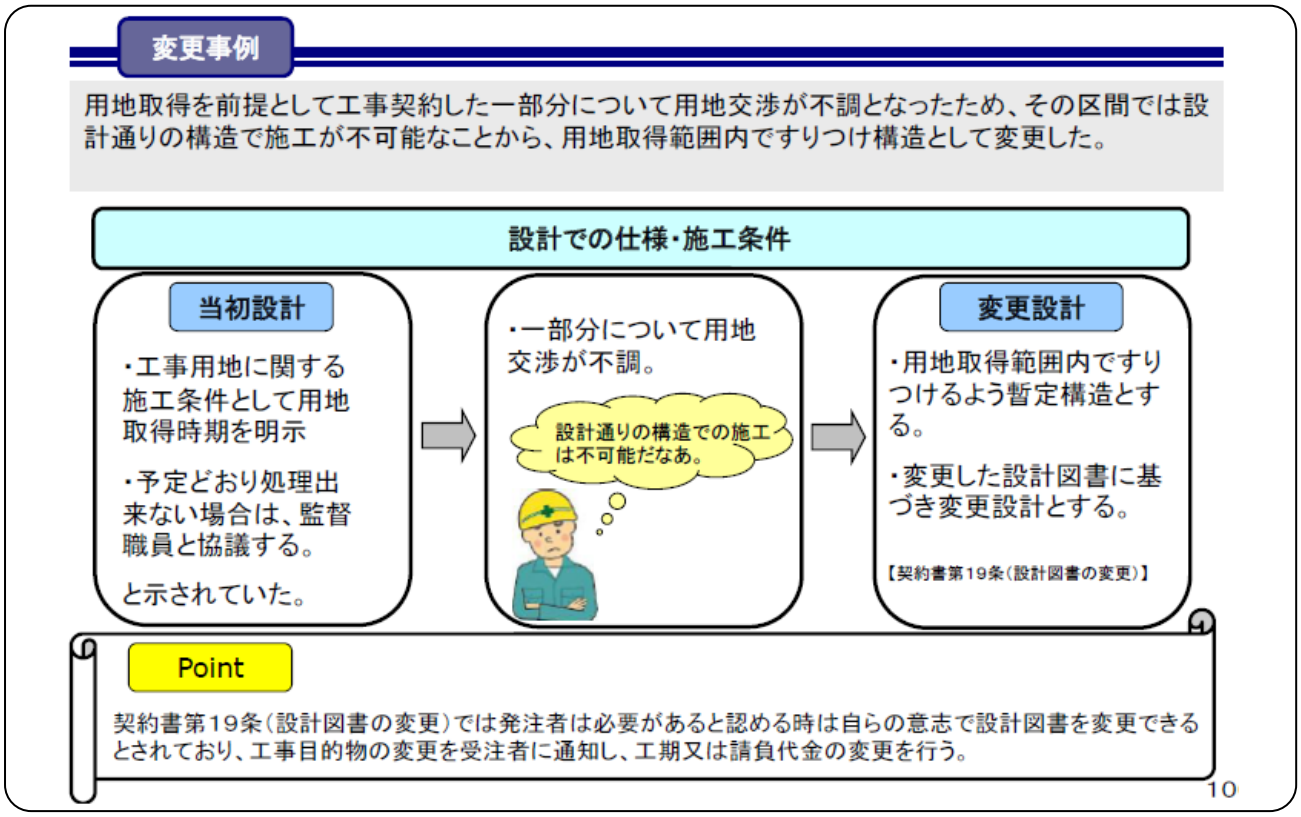

１－２　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

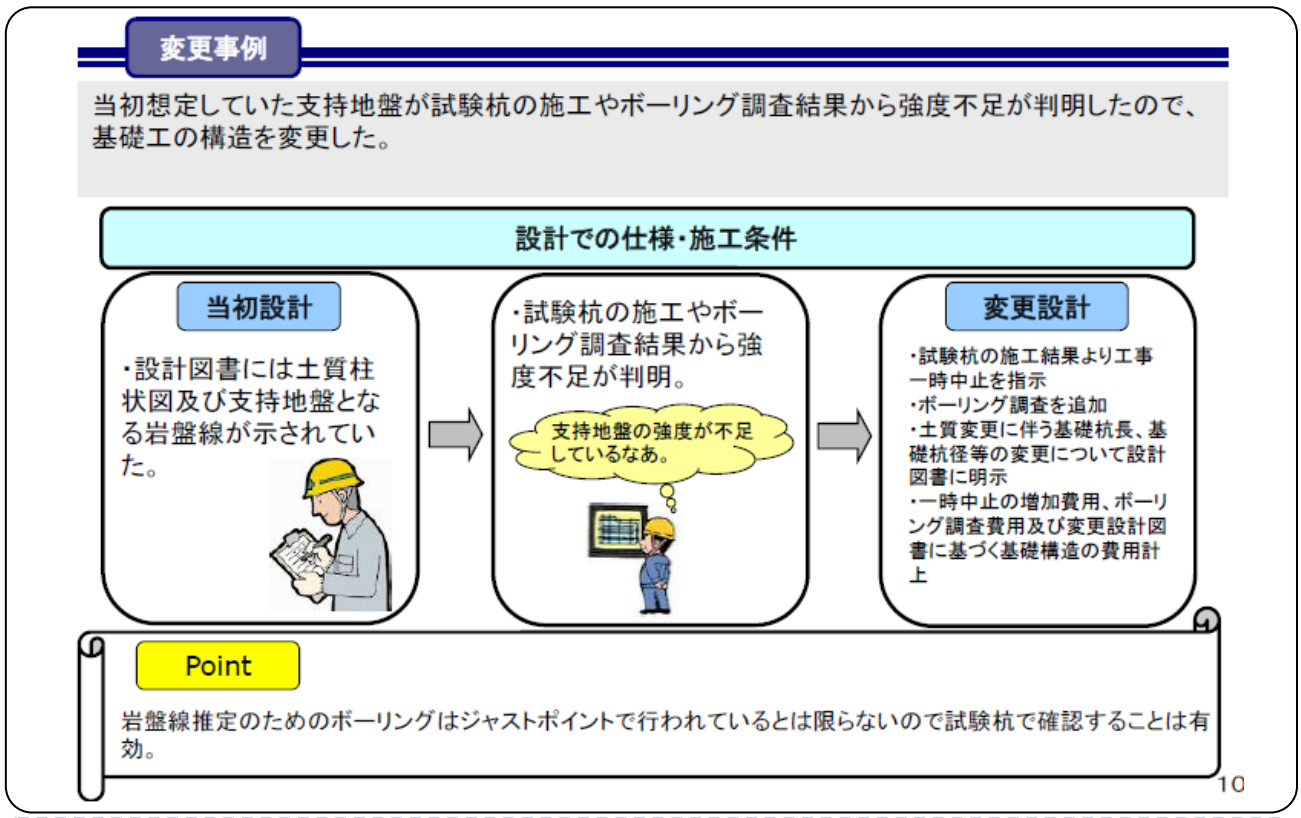

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 18 条第 1 項第 4 号（条件変更等）、第 20 条第 1 項（工事の中止）

１－３　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

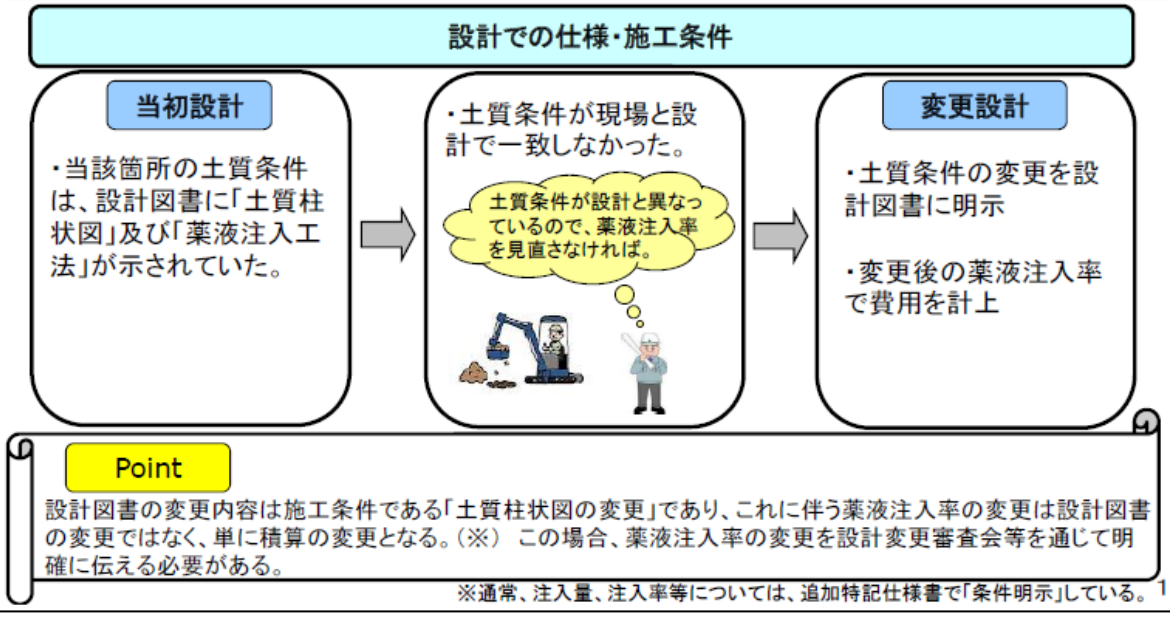

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。（※） この場合、薬液注入率の変更を設計変更審査会等を通じて明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、追加特記仕様書で「条件明示」している。

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 18 条第 1 項第 4 号（条件変更等）

２－１　工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

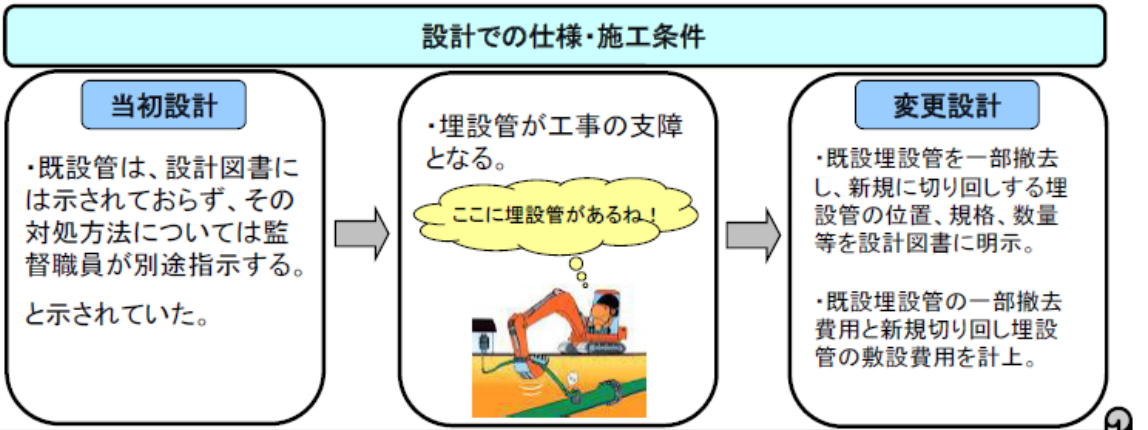

Point

工事に影響する可能性が大きいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。
【契約書第18条（条件変更等）】

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 18 条第 1 項第 4 号（条件変更等）

３－１　施工数量の増減

変更事例

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。
　また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・一部用地において所有者との交渉が難航。

変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。

・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事一時中止に伴う増加費用を計上。

Point

やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約書第19条（設計図書の変更）】

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 19 条（設計図書の変更）、第 20 条第 1 項（工事の中止）

３－２　施工数量の増減

変更事例

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていなかった。

・当初想定した移転時期より遅れた。

変更設計

・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。

・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条（設計図書の変更）】

Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 19 条（設計図書の変更）、第 20 条第 1 項（工事の中止）

４－１　施工方法等の変更

変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計		変更設計
・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。	・渇水のために水質汚濁が危惧された。 	・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。 ・変更積算は濁水処理設備等について計上。

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が設計変更審査会で検討されたもの。

11

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 18 条第 1 項第 5 号（条件変更等）

４－２　施工方法等の変更

変更事例

地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

設計での仕様・施工条件

当初設計		変更設計
・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督職員と協議する。 と示されていた。	・地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。 	・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。 ・特記仕様書に工法変更を明示した。

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

11

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 18 条第 1 項第 4 号（条件変更等）

４－３　施工方法等の変更

変更事例

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計		変更設計
・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。	・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。 	・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。 ・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

11

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 18 条第 1 項第 5 号（条件変更等）

４－４　施工方法等の変更

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計		変更設計
・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。	・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。 	・以下の3点について設計図書に条件明示する。 ①夜間作業の区分 ②交通整理員の夜間作業時間帯及び員数 ③夜間作業の変更に伴う工期の延長 ・夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

11

＜参考：変更設計該当条項　例＞
受注者が警察協議をした場合、契約書第 18 条第 1 項第 5 号（条件変更等）

４－５ 施工方法等の変更

変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
Φ〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議。

と示されてた。

・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。
・ウェルポイント工法の費用を計上。

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

11

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 18 条第 1 項第 4 号（条件変更等）

５－１ 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議。

と示されていた。

・用地取得交渉に不測の日数を要した。

変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条（工事の中止）】

Point

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

11

５－２　工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督員と協議する。

と示されていた。

・地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。

変更設計

・速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、ガイドラインに基づき「基本計画書」の作成を行う。
・工事一時中止に伴う増加費用を計上。
【契約書第20条（工事の中止）】

Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

11

５－３　工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。

変更設計

・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表）
・工期の延長

【契約書第21条（受注者の請求による工期の延長）第23条（工期の変更方法）】

Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

12

５－４　工期短縮に伴う変更

変更事例

当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のままで施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計			変更設計
・〇〇工種はなかった	⇒	・〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。	⇒	・受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。 例 ・施工時間の延長 ・建設機械の増

Point

工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

12

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）

５－５　工期短縮に伴う変更

変更事例

工事一時中止により2ヵ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヵ月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計			変更設計
•設計工程：〇ヵ月	⇒	・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1ヵ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった	⇒	•受発注者間で1ヵ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。 例 •プレキャスト導入に伴う増 •建設機械の増 •夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

12

＜参考：変更設計該当条項　例＞
契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）